



真に実効性ある政策でリーダーシップを

- ポスト京都議定書の国際的枠組みを含む環境エネルギー政策への提言 -

2008年1月

社団法人 経済同友会

真に実効性ある政策でリーダーシップを

- ポスト京都議定書の国際的枠組みを含む環境エネルギー政策への提言 -

< 目次 >

1 . はじめに	1
2 . ポスト京都議定書の枠組み構築に関する基本方針	2
(1) 地球規模の長期目標の合意を	2
(2) 枠組みの基本にはボトムアップ手法と定期的レビューを	6
(3) 技術移転による途上国支援とブレークスルー技術開発メカニズムの確立を ..	8
3 . キャップ&トレード方式への重大な懸念	11
4 . 枠組み構築と並行して実効性ある政策の議論を	12
(1) 世界人口増大問題への対処と連携した動きを模索すべき	12
(2) 軸のぶれない原子力政策・再生可能エネルギー政策の継続を	14
(3) エネルギー環境教育の充実を	15
(4) 民生部門における効果的な省エネルギーの推進を	16
5 . おわりに	17
脚注	18

1. はじめに

2007年12月のCOP13(国連気候変動枠組み条約第13回締約国会議)に引き続き、本年7月にはG8北海道洞爺湖サミットが開催され、この1～2年がポスト京都議定書の国際的枠組みの方向性を決める重要なタイミングとなることが予想される。京都議定書は、地球規模かつ長期的な取り組みが求められる地球温暖化問題の解決に向けた第一歩として、大いに評価すべき枠組みであるが、その限界も明らかになってきた。京都議定書の目標達成に向けて、官民をあげて取り組む必要があるのはもちろんのこと、ポスト京都の枠組み構築にあたっては、その反省点も踏まえて、真に実効性のある政策の方向性を固める必要があるだろう。

COP13において、新たな枠組みの構築に向けた「バリ・ロードマップ」が参加国全体で合意されたことは大きな前進である。特に、我々も賛同するセクター別アプローチの評価が上がったことは歓迎したい。ただし、同会合では、先進国と途上国間および先進国内の見解の相違もあらためて浮き彫りになった。今後は、目標の設定方法、枠組みの詳細設計、先進国と途上国の役割分担、技術支援・技術開発への取り組み方法などの具体的議論を加速していく段階となる。

洞爺湖サミットは、日本が積極的にリーダーシップを取ることで、各国の温室効果ガス排出削減に向けた具体的取り組みを加速させる好機である。日本は、拙速に各国の展開する排出削減率主張競争にくみすることなく、真に地球規模で実効性のある政策を粘り強く主張することで、日本にしかできないリーダーシップを発揮すべきである。

このような国内外の情勢に鑑み、2007年4月に当会が取りまとめた『真に地球規模で実効性ある枠組みを - ポスト京都議定書の国際的枠組みに関する提言 - 』をさらに具体化し、発展させるため、将来枠組みに関する重要な論点と日本が取るべき環境エネルギー政策の方向性の一端について提言を述べる。

2. ポスト京都議定書の枠組み構築に関する基本方針

京都議定書は、地球規模かつ長期的な取り組みが求められる地球温暖化問題の解決に向けた第一歩として、地球温暖化問題に対する世界の理解と関心を高めることに大いに役立った。また現在日本においても、京都議定書が、官民を挙げて温室効果ガス削減に取り組むための1つの推進力となっている。

他方、京都議定書の枠組みは、地球規模での排出削減という点においては実効性に欠けることが実態として分かってきている。世界のCO₂排出量の約4分の1を占める米国の不参加、中国、インド等の巨大排出国¹に排出量削減義務がないことで、世界全体のCO₂排出量へのカバー率は約30%に過ぎず、仮に削減義務を負う国々が全て目標を達成しても削減率は平均して約5%であり、その削減量は世界全体の排出量の約1.5%に過ぎない。その上、排出削減義務のない残り70%の国々が今後排出量を増やしていくため、地球規模では2010年に1990年比でCO₂排出量が40%増加するという試算²や2030年に向けCO₂排出量が年率1.7%のペースで増加していくという試算³もある。将来枠組みでは、こうした反省を踏まえ、地球規模での排出削減に向けた実効性のある対策が不可欠であると考ええる。

また京都議定書においては、ロシアのように削減努力をしなくても排出枠に余剰が生じてしまう国もあり、排出枠の初期配分が著しく不公平であった⁴。さらに、1990年という基準年の設定は、90年代に石炭から天然ガスへのエネルギー転換が進んだイギリスや、1990年に東西統一したドイツに有利に働いたと考えられる。「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の試算⁵が示す京都議定書の目標を達成するのにかかる1炭素トン当たりの限界削減コスト(日本:331ドル、EU:211ドル、米国:178ドル)を見ても、公平性を欠いた初期配分であったことがわかる。このように科学的・経済的議論なしに国(或いは企業)の排出量に上限(キャップ)を設定することは公平性の観点から考えると非常に問題であることが分かる。不公平感の残るルールは、米国のように離脱する国やカナダのように達成を断念する国が発生する一因ともなっている。

このような京都議定書の課題を克服し、新たな枠組みを真に地球規模で実効性のあるものとするためには、日本は次の3点を基本方針として主張すべきである。

(1) 地球規模の長期目標の合意を

地球温暖化問題に対する各国の一致した行動のためには、各国が共有できる地球規模の理念とも言うべき長期目標の合意が重要である。

中期でなく長期目標の必要性と指標の設定方法

そのひとつの候補として、日本政府の提案⁶である「2050年までに地球規模の排出量を現状から半減」がある。ここで、ターゲット時期として2050年を採用した点は大いに評価

したい。ポスト京都の枠組みが始まる 2013 年に近い時期、すなわち 2020 年や 2030 年という時期をターゲットとした場合、特に先進国と途上国間の責任分担に関する意見の相違のように各国の利害が対立し、COP13 の例を出すまでもなく、合意が非常に困難なのは論を待たないからである。また、発電所や工場設備、住宅、オフィスビル等の設備年齢と更新サイクルを考えると、中期的な目標設定には自ずと制約があるが、2050 年であれば実現が期待される革新的技術の効果も見据えた意欲的で高い目標設定も可能となろう。

COP13 で日本は、2020 年から 2030 年の数値目標を明示しない、という理由で評判が悪かったとの報道である。しかし、温暖化対策の真の実効的解決手段は、省エネ技術等の世界への普及と革新的なブレークスルー技術の開発であり、その技術の裏付けが十分でない時期における一律の国別数値目標を議論することは、各国の対立を増すだけで、米国が離脱してしまった京都議定書の失敗を繰り返すことにならないだろうか。我々も、合意できるものならば 2020 年や 2030 年における目標も必要だという点は同感であるが、全員参加が何より大切であり、全員参加のためには、まず合意すべきは長期目標であると考えている。なお、後述するが中期目標は、各国の事情を反映し、技術の裏付けがある多様な目標とすべきである。

2050 年の時点で地球がどうなっているべきか、という指標として、1)温室効果ガス排出量総量、2)大気中 CO₂ 濃度、3)産業革命からの世界平均気温上昇幅 の 3 つの設定方法がある。日本提案は、1)の排出量総量を採用し、地球の吸収限界である現状の半減を目指す内容となっている。また、かつて EU は 3)の気温上昇幅で 2 以内を主張していたが、その困難さが判明するにつれ、その数値を前面に出さない方針に変わってきた。

一方、原点に戻ると、「気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)」⁷の「目的(第 2 条)」には、「～大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目的とする。」との文言があり、実際、IPCC の第 4 次報告書⁸に記載されている安定化シナリオは、CO₂ 濃度で 350ppm～790ppm の 6 つのカテゴリーでバランスさせるシナリオを複数示している(表 1)。それに伴う 2050 年の CO₂ 排出量と気温上昇幅も記載されているものの、基本は条約の目的に忠実な CO₂ 濃度の議論である。CO₂ 濃度には客観的に観測可能という利点がある。

表SPM.6 TAR以降の安定化シナリオの特徴、及びそれに伴う長期的な世界平均平衡温度、熱膨張のみに由来する海面水位上昇 [表5.1] (a)

カテゴリー	CO ₂ 平衡濃度(b) (2000年=379ppm)	温室効果ガス平衡濃度(CO ₂ 換算)(エーロゾル含む)(b) (2000年=375ppm)	CO ₂ 排出がピークを迎える年(a,c)	2050年におけるCO ₂ 排出量(2000年比)(a,c)	気候感度の“最良の推定値”を用いた産業革命からの世界平均気温上昇(d,e)	熱膨張のみに由来する産業革命前の値と比較した世界平均海面上昇(f)	研究されたシナリオの数
	ppm	ppm	西暦	%	°C	m	
I	350-400	445- 490	2000-2015	-85 ~ -50	2.0-2.4	0.4-1.4	6
II	400-440	490- 535	2000-2020	-60 ~ -30	2.4-2.8	0.5-1.7	18
III	440-485	535- 590	2010-2030	-30 ~ +5	2.8-3.2	0.6-1.9	21
IV	485-570	590- 710	2020-2060	+10 ~ +60	3.2-4.0	0.6-2.4	118
V	570-660	710- 855	2050-2080	+25 ~ +85	4.0-4.9	0.8-2.9	9
VI	660-790	855-1130	2060-2090	+90 ~+140	4.9-6.1	1.0-3.7	5

表 1 IPCC(4 次報告書)の CO₂ 濃度安定化シナリオ

冷静な議論と目標を持つ真の意味の啓発を

新たな枠組み議論が本格化するにつれて、各国政府から数値目標が多数出され、あたかも排出量削減率主張競争とでも呼ぶべき事態になっていることは憂慮すべきである。数値目標の意味を十分に説明しないまま、他国より多い削減率を主張した国が交渉の主導権を握るような枠組み交渉であってはならない。

一例として、日本の主張する「2050年までに地球規模の排出量を現状から半減」の真の意味を分析する。図1は、(財)地球環境産業技術研究機構(RITE)での試算結果⁹であり、「半減」を実現するために必要な先進国(京都議定書附属書 国)と途上国(同非附属書 国)との排出削減率を示したものである。極端なケースとして、先進国が仮に排出量ゼロを達成できた場合でも、途上国がその2050年成行き排出量の60%を削減しなければ地球規模の半減は達成できない。先進国の2000年比削減率が仮に80%にとどまった場合は、途上国はその2050年成行き排出量の70%を削減する必要がある。

図2は同様にCO₂濃度450ppmを目指した場合、図3はCO₂濃度550ppmを目指した場合のケーススタディである。また、引用したRITEのレポートでは、妥当なレベルとして図4のシナリオを示している。

先進国と途上国の責任分担には交渉の余地があるとは言え、「半減」に必要なレベルである先進国の2000年比削減率80~100%という世界は、現在の生活様式からは想像できない別世界であり、その実現には革新的なブレークスルー技術の開発が不可欠である。

我々は、決して「半減」しなくてよいと主張するものではなく、必要なら全力をあげて取り組むべきと考えるが、日本のメッセージからは、地球規模の「半減」が先進国の80~100%とほぼ同義であることが伝わってこない点を憂慮するものである。国の将来像を左右するような重要な目標設定に関しては、国民の理解と合意が前提となるのは当然である。

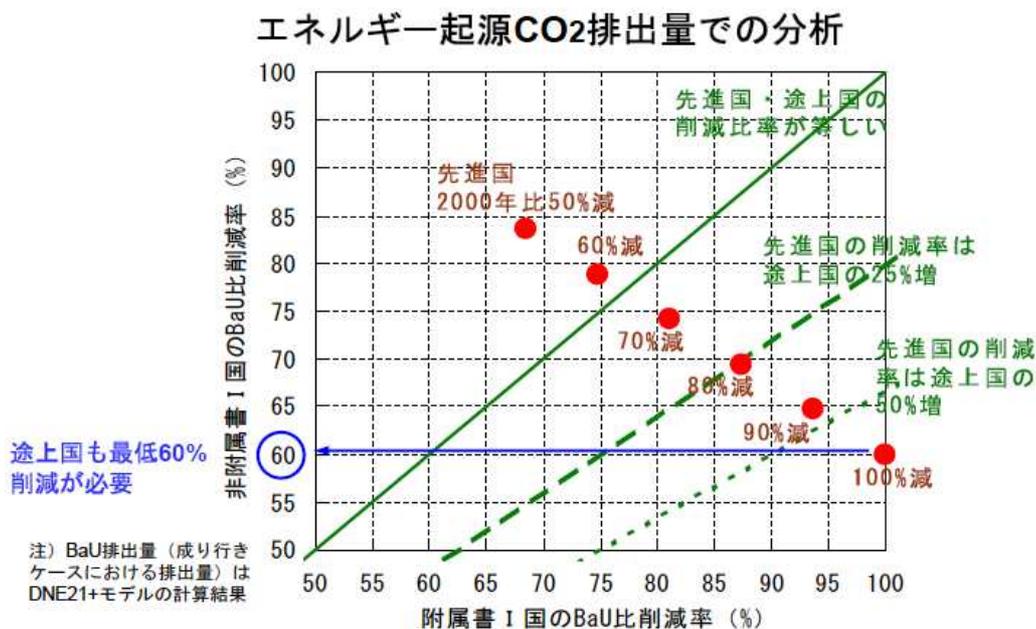


図1 2050年半減に必要な削減率(RITE)

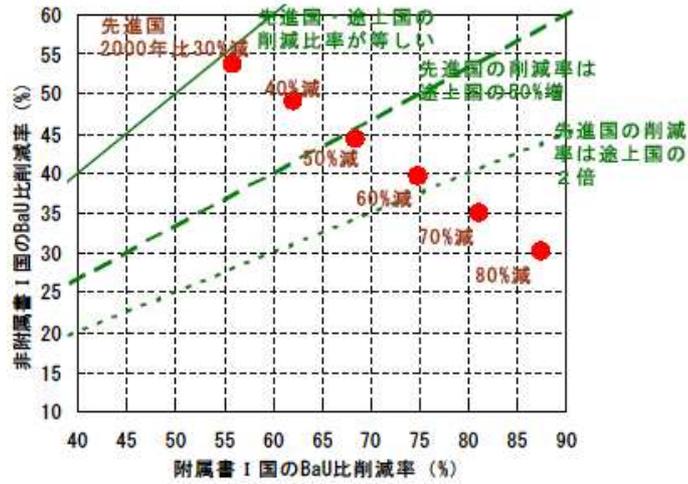


図2 CO₂濃度 450ppm 安定化に必要な削減率(RITE)

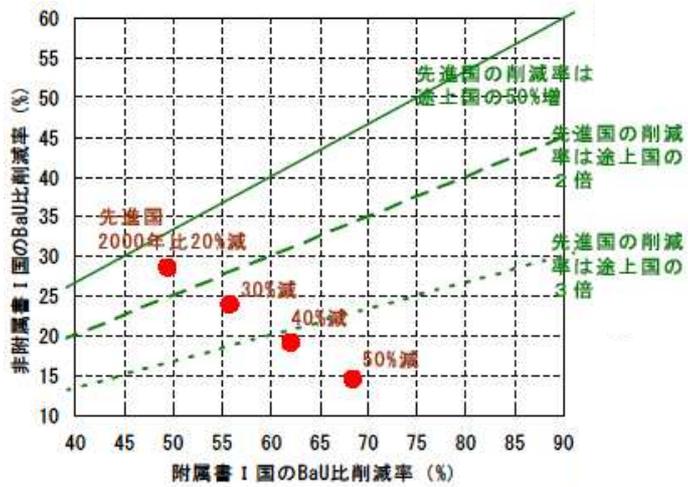


図3 CO₂濃度 550ppm 安定化に必要な削減率(RITE)

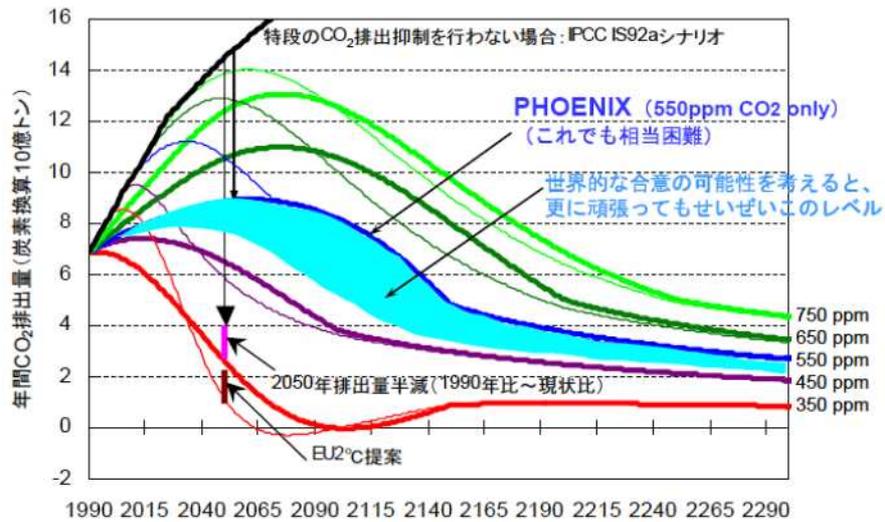


図4 妥当と思われるシナリオ(RITE)

我々は、こうあるべきという長期の数値目標に関する意見を、残念ながら現時点で示すことはできない。それは、この目標は、冷静に科学的・経済的に議論して決められるべきと考えており、各国の学界、産業界の専門家によるさらなる議論の経過を見届けたいためである。

重要なことは、地球全体でどうあるべきかという冷静な議論を行う環境を整え、各国は個々の利害を超越して、その結果を尊重するような素地を築くことではないだろうか。例えば、IPCC の役割を拡大し、これまでの「最新の科学的・技術的・社会経済的な知見に関する整理・評価」に留まらず、一元的な地球規模の 2050 年長期目標の策定に関してあらためて助言を求める等の方法も考えられる。

長期目標の合意の重要性を訴えつつ、その議論を注意深く見守っていきいたい。

なお、今後の交渉の流れの中で 2020 年や 2030 年の中期目標に関して論ずる際も、長期目標と同様、各国がその真の意味についてまず可能な限り自国民の合意形成を経て交渉に臨み、その上で世界全体が合意できるのが望ましい。

また、中長期の目標設定にあたって基準年を決定する必要性が生じてくる可能性もあるが、その場合は京都議定書で採用した 1990 年ありきではなく、現時点に極力近い年次とすべきであろう。多くの新たな枠組み参加国を迎える以上、20 年近く前を基準年とするのは合理性に欠け、実効性・公平性を担保した上で現時点からいかにして削減するか、という議論を進める必要がある。

(2) 枠組みの基本にはボトムアップ手法と定期的レビューを

次に、我々の考える将来枠組みの前提条件を示す。第一に地球規模での排出削減の実効性を担保するため、少なくとも主要排出国である米国、中国、インド等が確実な排出削減（または抑制）義務を負うことが挙げられる。日本は米国、中国、インドが参加可能な枠組みを検討し、積極的に提案していくべきであろう。第二に排出削減（または抑制）目標の設定に関しては、より多数の国家が参加しやすいルールとするとともに、これまでの排出削減努力が反映されることも不可欠である。例えば、業種・製品分野ごとに実現可能な最も低い温室効果ガス排出原単位等¹⁰を目標値とし、その達成目標期間を枠組み参加国ごとの状況に応じて申告制にするなどして多様性を認め、国家間での公平性が担保された上で、真に地球規模での排出削減につながるルールにすべきであると考えます。

日本政府の提案である Cool Earth 50 に示された 2013 年以降の国際的枠組み構築に向けた原則は以下の通りであり、我々もこの 3 原則を支持するものである。

- 1) 主要排出国が全て参加し、京都議定書を超え、世界全体での排出削減につながること。
- 2) 各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること。
- 3) 省エネなどの技術を活かし、環境保全と経済発展とを両立すること。

上記 3 原則を具体化する手法として、クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ (APP)¹¹ で推進されているセクター別アプローチを枠組みの中心に据えたい。

世界の総排出量の約 5 割を排出する 7 カ国 (日本、米国、豪州、韓国、中国、インド、

カナダ)が加盟する APP は、業種・製品分野ごとに 8 つのセクターグループ(鉄鋼、セメント、発電・送電、建物・電気機器等)を組織し、各セクターの実情を踏まえ、削減ポテンシャルや目標の設定を通じて、排出削減に取り組んでいるものである。

セクター別アプローチの利点は、業種・製品分野毎の現実に即して取り組むため排出削減策の実現可能性が高い点、また産業活動の実態を反映した公平な目標設定が可能であり、いわゆる炭素リーケージ問題^{1 2}が生じない点などがあげられる。現時点の 2 大排出国である米国、中国に加え、インドも加盟する APP の取り組みを活かし、この方式を世界に広めていくのが、日本の取るべきスタンスであろう。

図 5 に我々の提案の模式図を示す。

まず、2 . (1)で述べた長期的な地球のあるべき姿、例えば 2050 年の大気中 CO₂ 濃度等について、科学的・経済的に検証しながら合意を急ぐ。合意の目標時期としては、2007 年 9 月に米国が主催した主要経済国会合^{1 3}で提案された 2008 年夏がひとつのターゲットとなろう。

そして、鉄鋼、電力、セメントなど、同一業種・製品セクターの効率等改善目標に関する国際的合意を基礎として行動計画を立案し、自主公約する。そして、ボトムアップ的に各国の期待できる排出削減量を国別に積み上げ、申告する。

さらに、何らかの国際機関によって、その行動計画がその国にとって適正な内容か、また、行動計画から推定される世界全体の排出削減量が、合意した長期目標に対してどの程度ギャップがあり、どの程度の追加対策が必要か、について、定期的にレビューするような「Plan-Do-Check-Action」のサイクルを提唱するものである。各国の毎年の進捗状況は、当該国際機関に報告され開示されるものとし、レビューのサイクルは、3 ~ 5 年程度が妥当と考えている。

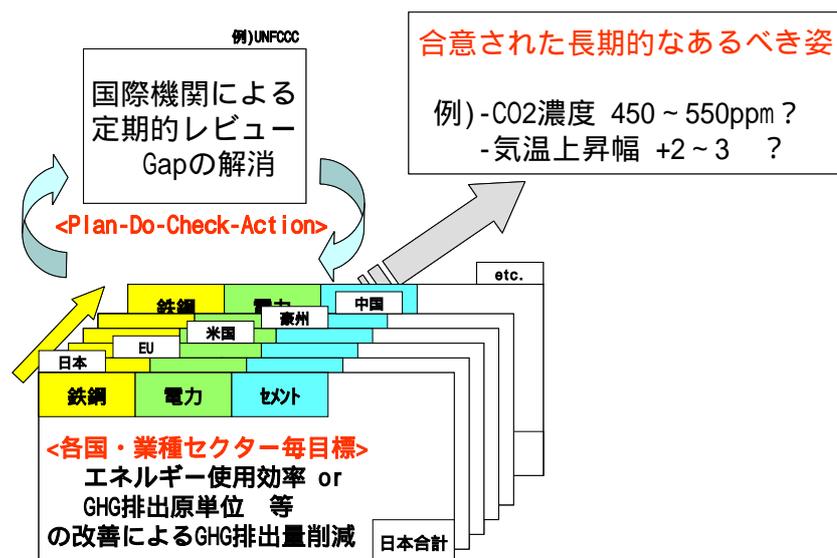


図 5 提唱する新たな枠組みの手法

セクター別アプローチと効率改善目標を基本とする考え方に対しては、()目標とする指標や計算方法等に関する業界団体内の議論が外部からは不透明である、()効率目標では排出削減総量の保証がない、といった反論があるのは承知している。しかし、()については、国際エネルギー機関(IEA)による指標の提示¹⁴等をはじめ、第三者機関の監督により解決が期待できるし、()については、何らかの国際機関が、「Plan-Do-Check-Action」サイクルにおいて、長期目標とのギャップを明示するとともに、定期的に各国の取り組みの適正性、公平性をレビューすることで解決できると考える。

レビュー機関については、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局が中心になるのが自然であるが、レビューを強力に行うために組織の位置付けの見直しや、IPCC や IEA との連携も含めた科学者メンバーの増強などの必要があろう¹⁵。

なお、業種・製品毎に国際的に横断して議論することが難しい輸送部門やオフィス・家庭部門に関しては、個別事情に応じて各国政府が国際的に公約を示すことにより、図5にある「業種セクター」のひとつとして扱えばよい。また、特定の国家・地域共同体のローカルルールとして、各国の自主性に応じて、別の要素となる削減手法を加えることも可能である。

我々は、技術の裏付けのない数値目標に合意するよりも、この手法が排出削減に向けて真に実効性のある枠組みとなると信じているし、米国、中国、インドが参加できる枠組みとしても、この手法が最適であろう。

しかしながら、上記セクター別アプローチでも、最初から世界の排出量全てをカバーしているわけではない。今後も国際的な取り組みを加速し、新たなセクターを増やしていくことで、世界全体のカバー率を上げていくことも必要であろう。

(3) 技術移転による途上国支援とブレークスルー技術開発メカニズムの確立を

地球規模での効果的な排出削減を達成するための即効策としては、日本の持つ高効率機器の普及や技術移転が重要な鍵のひとつである。APP 参加7カ国の主要3セクター(発電、鉄鋼、セメント)が、2020年までに日本の現エネルギー効率レベルの95%~120%を達成した場合、2020年でCO₂ 31億トン程度の削減効果があるとの試算¹⁶もある(参考:EU単独で2020年に20%削減した場合の削減効果は9億トン)。日本では更にトッランナー規制等の成果を踏まえて、自動車・電気製品を含めた機器や生産技術の高効率化を推進していく方向にあり、こうした機器や技術を世界に向けて普及していくことが、地球規模での排出削減に大きく寄与していくものと考えられる。

また、これまで日本は環境に関する政府開発援助(ODA)等によって中国を含む途上国の環境関連分野で多大な貢献を行ってきた¹⁷。ODA総額は削減方向にあるが、地球温暖化対策を含む環境関連分野については、環境特別枠の確保や他国や世銀との協調等による効果的な支援のあり方を再検討していくべきであろう。ただし、その際の支援対象国としては、限られた財源の有効活用と安易な技術拡散防止のために、日本の考え方に賛同してセクター別アプローチに共同で参加する途上国のみに限定するような歯止めは必要となろう。

さらに、長期的な大幅な排出削減を達成するためには、石炭ガス化発電の高効率化と

CO₂ 回収・貯留技術の組み合わせによる革新的ゼロ・エミッション石炭火力発電など、ブレークスルー技術とも言うべき、従来の延長線上にない革新的な技術開発が不可欠である。既に日本政府が取りまとめを進めている「Cool Earth - エネルギー革新技術計画¹⁸」をはじめ、新国家エネルギー戦略¹⁹ (2006年策定)や技術戦略マップ 2007²⁰に盛り込まれたエネルギー分野の技術開発課題を着実に推進していくことが重要である。図6に新国家エネルギー戦略におけるエネルギー技術戦略の基本的考え方を、図7に技術戦略マップ 2007における技術課題の例を示す。これらをベースに欧米各国とも連携し、技術開発を加速する国際的なメカニズムも必要である。

技術立国としての日本が世界に貢献できる役割として、技術移転・技術開発の2つのメカニズム構築論議を加速し、特にこの分野で洞爺湖サミットに向けての国際的な取り組み議論を主導すべきである。

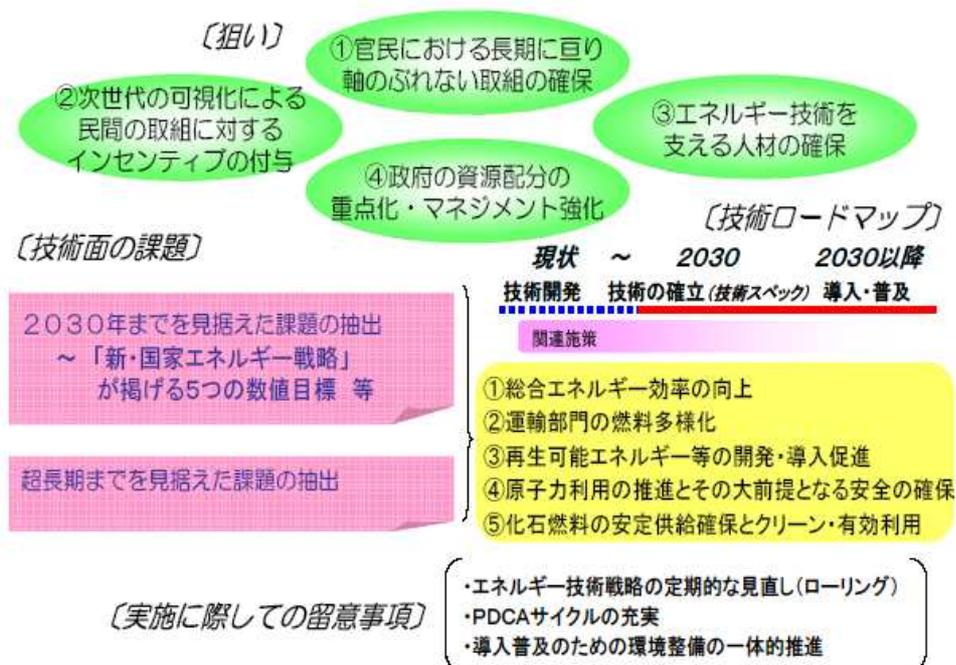


図6 エネルギー技術戦略の基本的考え方(新国家エネルギー戦略より)

化石燃料の安定供給とクリーン・有効利用

総合エネルギー効率の向上

原子力利用の推進と
その大前提となる安全の確保

運輸部門の
燃料多様化

新エネルギーの開発・導入促進

・技術名の前に記した色は、その技術が寄与する政策目標を示す(:総合エネルギー効率の向上、 :運輸部門の燃料多様化、 :新エネルギーの開発・導入促進、 :原子力利用の推進とその大前提となる安全の確保、 :化石燃料の安定供給とクリーン・有効利用、)。特に政策目標への寄与が大きいと思われる技術については、その寄与が大きい政策目標を、色塗りの記号()で示し、技術名は、赤字・下線付で記載した。

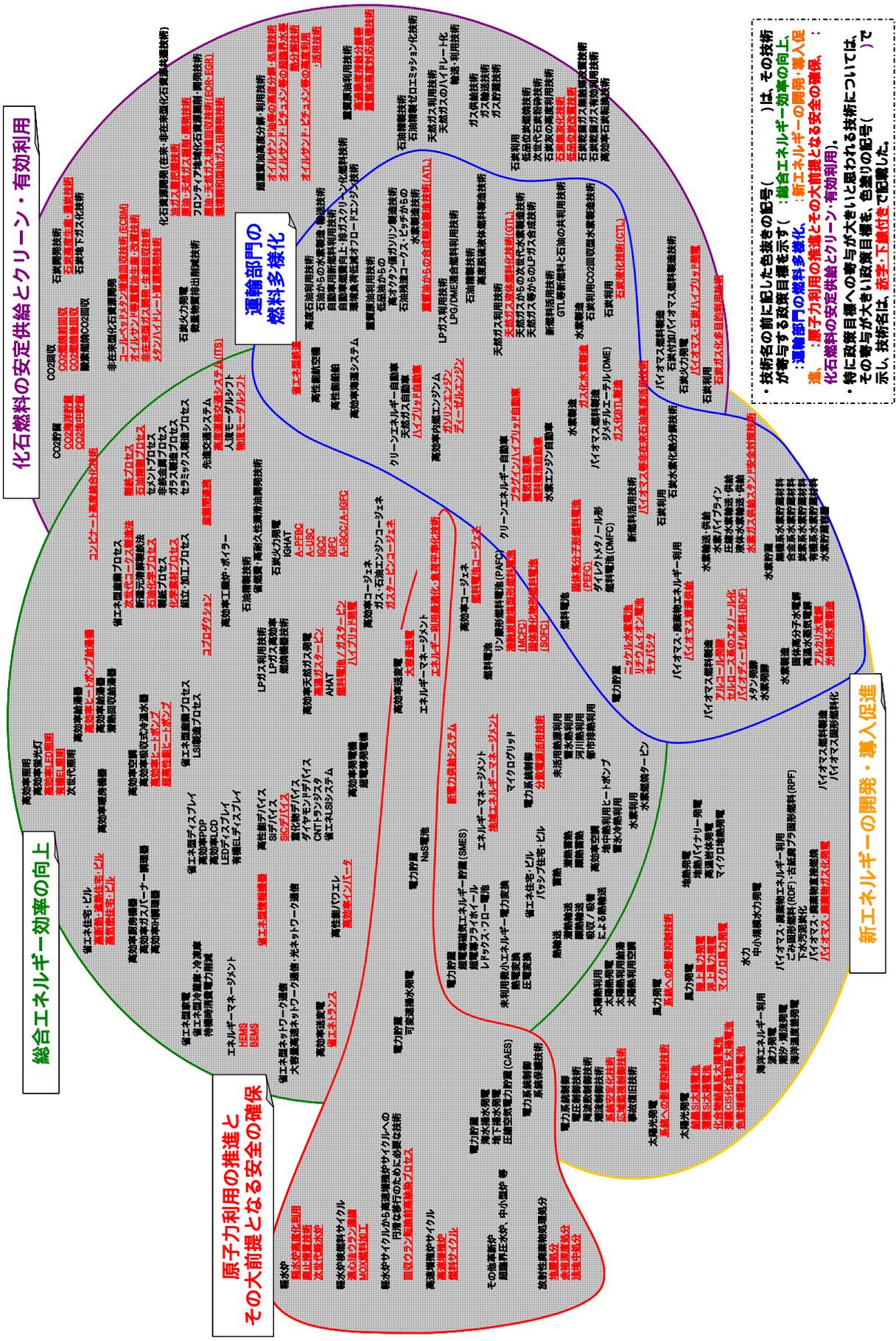


図7 技術戦略マップ2007 (エネルギー技術 俯瞰図)

3. キャップ&トレード方式への重大な懸念

本章では、京都議定書のベースであり、EU が新たな枠組みにおいても導入を主張しているキャップ設定方式とそれに基づく排出権取引制度に関して、我々の意見を述べる。

図8に産構審・中環審合同会合の資料に示された国内における排出権取引制度についてのメリット・デメリットを示す。制度そのものの評価は、資料中に記載されている通りであるが、我々は以下の理由から強い懸念を持っており、新たな国際的枠組みの基本にも同制度を据え、参加国を拡大していこうとする動きには、慎重な対応をすべきである。

- 1) 新たな枠組みは 2013 年以降かなりの長期間に渡り効力を発するものであるから、その時点の超大国のひとつである中国に排出削減(または抑制)義務を負ってもらうことが不可欠であるが、中国が同制度を受け入れる可能性は低いこと。
- 2) 同制度の排出削減効果はキャップの初期設定方法で決まる。効果を高めるため厳しいキャップ設定にすれば、排出権価格の高騰は必至で、投機マネーの流入・暴走を招く恐れがあるが、現在のところ有効な解決策が見出せていない。将来の健全な経済発展を阻害することは明白との指摘もある。世界経済への新たな攪乱要因を増やすべきでないこと。

日本のみが乗り遅れるな、という議論や、公平なキャップ設定方法を示さずに排出権の取引そのものが排出削減に結びつくかのような議論が多く聞かれるのは憂慮すべき事態であり、現状議論されているようなキャップ&トレード方式の積極導入論には賛成できない。「日本はせっかくの京都議定書を葬り去ろうとしている。」などと批判をあげることもあっても、京都(COP3)での成果だからこそ、議長国であった日本はその改善に大きな責任を果たす必要があるのではないだろうか。

国内排出量取引制度についての意見
(平成19年9月26日 産構審・中環審 合同会合 中間報告(抜粋))

【メリット】

- ◆ 排出削減目標達成を確実にを行うことを可能とし、これを最小のコストで実現しうる。
- ◆ 炭素に価格をつけ、民間の創意工夫を促すことができる制度。
- ◆ 欧米における制度の導入状況を見つつ、世界的な炭素市場が形成されつつある中で、金融的側面からも国内排出量取引制度を評価し、日本のみが乗り遅れないよう制度整備を検討すべき。
- ◆ 技術開発を促進し、経済活動への柔軟性がある政策として排出量取引が導入されてきた。
- ◆ 削減量はキャップのかけかた次第であって、EU-ETSはまだ試行段階なので、これを持ち出して削減効果を議論するのは適切でない。

【デメリット】

- ◆ 個々の排出主体への排出枠の割当が前提となる強度の規制措置である。
- ◆ 排出枠の公平な割当が困難であり、また、産業の海外流出(炭素リーケージ)を招くのではないか。
- ◆ 実際の企業行動等を見ると、必ずしも最小コストで排出削減を行えるとは言えないのではないか。
- ◆ EU-ETSが必ずしも実質的な排出削減につながっていない。
- ◆ 排出の伸びが著しい業務・家庭部門対策として有効性を欠く。
- ◆ 短期的な目標設定では企業の追加的な投資及び長期的な技術開発に対してインセンティブが働かない。
- ◆ 過去の排出実績に基づく排出枠割当を行った場合には、排出削減が進んでいない企業がむしろ温存される。

いずれにしても、中期的な我が国の温暖化に係る戦略を実現するという観点も含め、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響等の幅広い論点について、総合的に検討していくべき課題である。

図8 排出権取引のメリット・デメリット²¹

4. 枠組み構築と並行して実効性ある政策の議論を

貿易問題等の一般的な外交交渉と比較した気候変動問題に関する外交交渉の特徴は、交渉結果の各国の将来に及ぼす影響が非常に広範囲に渡ることである。そのため、表向きの言い方はともかく、各国が自国の国益を最優先した交渉戦術を取ることは、やむを得ない面もある。そこで、実効性のある新たな枠組みの構築に注力するとともに、議論をその方法論の駆け引きのみに限定せず、並行して別の観点から真に実効性のある政策を議論することも必要である。また、ともすれば削減目標など「緩和」策の議論の陰に隠れてしまういわゆる温暖化被害国(島嶼国等)への国際的援助等の「適応」策も忘れてはならない。この点で、ツバルへの支援表明等の日本政府の姿勢は高く評価できる²²。

2章で述べた技術開発・技術移転メカニズムの確立とあわせ、日本の取るべき環境エネルギー政策の一端について提言する。

(1) 世界人口増大問題への対処と連携した動きを模索すべき

温暖化だけでなく水・食糧・資源エネルギー問題等を含めた地球環境問題の根底には地球の人口扶養力問題がある。人口増大は、人類の存在を根本から揺るがす問題であり、地球規模での人口増大抑制は急務の課題と言える。

国連の推計²³では、世界の人口は、途上国を中心に 2000 年の約 60 億人(2007 年：約 66 億人)から 2050 年に約 90 億人に増大すると予測されており(図 9)、仮に「2050 年に温室効果ガス半減」との長期目標に合意できても、それは人口約 90 億人、つまり現状より約 1.5 倍の人口を前提に実現するという難題に直面している。

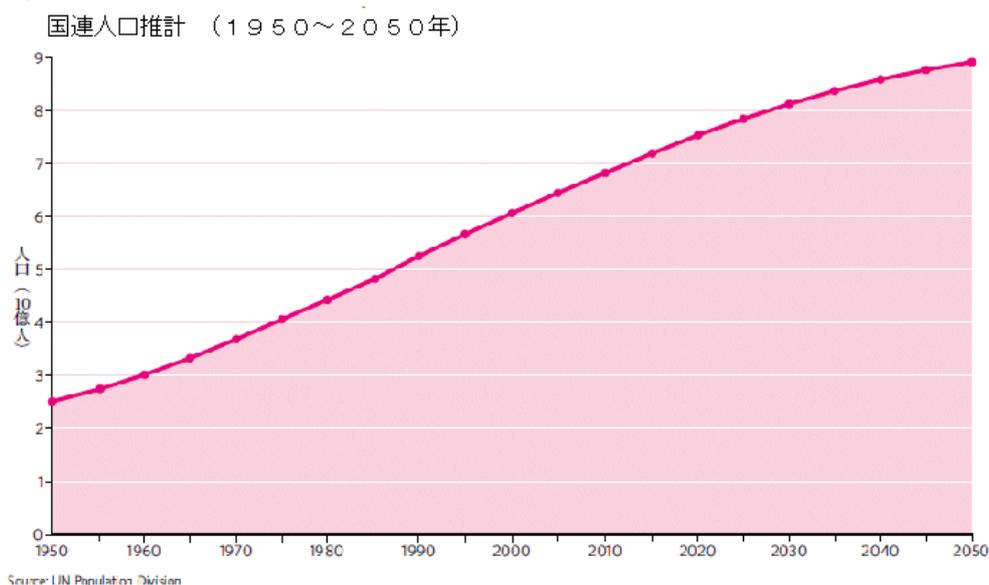


図 9 国連世界人口予測

人口安定化については国連中心に努力が続けられ、1984 年の国際人口会議(メキシコ・シティ)において初めて途上国を含めてのコンセンサスが形成され、1994 年の国際人口開

発会議(カイロ)、1999年の国連人口開発特別総会(ニューヨーク)等の成果によって増加率には歯止めがかかりつつある。しかし、現下の温暖化や水・食糧・エネルギー問題の深刻化に鑑みると人口増大抑制への努力を加速することが要請される。

国連中心に進めている人口対策には、直接分野(家族計画、母子保護、人口統計整備等)と間接分野(基礎的保健衛生、初等教育、女性への職業訓練等)がある。狭義の地球温暖化対策から見れば側面的課題であるこのような人口対策との連携も、長期的視野に立てば、有効な温暖化対策のひとつとなろう。なお、同じ人口問題であっても、日本等先進国での人口減少対策充実は別の次元の問題として捉えるべきであり、その点を、先進国のエゴだと途上国に誤解されないためには工夫が必要である。

人口問題を含むいわゆる南北問題における先進国と途上国との立場の違いと、気候変動問題をめぐる先進国と途上国の対立の構図とは共通する面があり、合意が難しいテーマであるが、人口問題と気候変動問題を連携させた動きも模索すべきであろう。

例えば、既に合意できている目標に、2015年までに達成すべき8つの目標として189カ国の代表が合意した国連のミレニアム開発目標(Millennium Development Goals:MDGs 図10)²⁴がある。8つの目標の中には、それらが達成されることにより「少なく産んで大事に育てる」考え方が広まり、結果的に人口抑制への貢献が期待できる課題が複数存在する。多くの国が合意したMDGsに改めてスポットライトを当てて、それに向けた各国の努力を加速させるというの、ひとつの有効な方策と考えられる。

本年5月には第4回アフリカ開発会議(TICAD)²⁵が横浜で開催され、MDGsや気候変動問題が重要な議題となる。日本のODAは削減傾向にあるが、人口増大抑制につながるアフリカ支援を気候変動対策の一つと捉え、積極的に支援することも必要であろう。

<p>① 極度の貧困と飢餓の撲滅 ターゲット1</p> <p>2015年までに、1日1ドル未満で生活する人々の割合を1990年の水準の半分に減少させる。</p> <p>ターゲット2</p> <p>2015年までに、飢餓に苦しむ人々の割合を1990年の水準の半分に減少させる。</p>	<p>⑤ 妊産婦の健康の改善 ターゲット6</p> <p>2015年までに、妊産婦の死亡率を1990年の水準に比べて4分の3減少させる。</p>	<p>⑧ 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進 ターゲット12</p> <p>開放的で、ルールに基づいた、予測可能でかつ差別のない貿易及び金融システムの更なる構築を推進する(グッド・ガバナンス《良い統治》、開発、貧困削減に対する国内及び国際的な公約を含む)。</p>
<p>② 普遍的初等教育の達成 ターゲット3</p> <p>2015年までに、全ての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする。</p>	<p>⑥ HIV/エイズ、マラリア及びその他の疾病の蔓延防止 ターゲット7</p> <p>HIV/エイズの蔓延を2015年までに阻止し、その後減少させる。</p> <p>ターゲット8</p> <p>マラリアとその他の主な疾病の発生を2015年までに阻止し、その後発生率を下げる。</p>	<p>ターゲット13</p> <p>最貧国の特別なニーズに取り組む(①最貧国からの輸入品に対する無関税・無税、②重債務貧困国に対する債務救済及び二国間債務帳消しのための拡大プログラム、③貧困削減に取り組む諸国に対するより寛大なODAの供与を含む)。</p>
<p>③ ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上 ターゲット4</p> <p>初等・中等教育における男女格差を可能な限り2005年までに解消し、2015年までには全ての教育レベルにおける男女格差を解消する。</p>	<p>⑦ 持続可能な環境の確保 ターゲット9</p> <p>持続可能な開発の原則を各国の政策や計画に組み込み、環境資源の損失を阻止し、回復を図る。</p> <p>ターゲット10</p> <p>2015年までに、安全な飲料水及び基本的な衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。</p>	<p>ターゲット14</p> <p>内陸国及び小島嶼開発途上国の特別なニーズに取り組む(バルパトス・プログラム及び第22回国連総会に基づく)。</p>
<p>④ 乳幼児死亡率の削減 ターゲット5</p> <p>2015年までに、5歳未満児の死亡率を1990年の水準に比べて3分の2減少させる。</p>	<p>ターゲット11</p> <p>2020年までに少なくとも1億人のスラム居住者の生活を大幅に改善する。</p>	<p>ターゲット15</p> <p>国内及び国際的な措置を通じて、開発途上国の債務問題に包括的に取り組み、債務を長期的に持続可能なものとする。</p> <p>ターゲット16</p> <p>開発途上国と協力し、適切で生産的な仕事を若者に提供するための戦略を策定・実施する。</p> <p>ターゲット17</p> <p>製薬会社と協力し、開発途上国において人々が必須医薬品を安価に入手・利用できるようにする。</p> <p>ターゲット18</p> <p>民間セクターと協力し、情報・通信分野の新技术による利益を人々が得られるようにする。</p>

図10 国連 Millennium Development Goals(MDGs)

(2) 軸のぶれない原子力政策²⁶・再生可能エネルギー政策の継続を

地球温暖化問題とエネルギー需給問題は表裏一体の課題である。長期的な観点に立てば、地球規模での環境と経済の両立を支える最適なエネルギー需給構造の実現に向けて、省エネや原子力・再生可能エネルギーの利用拡大および化石燃料の高度化利用といった課題に、将来枠組みの議論と並行して取り組むべきと考える。これは、国際的な協力体制の形成により地球規模のCO₂排出削減に寄与できるとともに、日本のエネルギー需給の安定化にも資するものである。

特に核燃料サイクルを含む原子力発電は、エネルギー・セキュリティと環境保全の両面に資するため、着実に推進していかねばならない。新潟県中越沖地震による被害と得られた知見も踏まえた上で、軸のぶれない原子力政策の継続が重要である。原子力の推進にあたっては、より積極的な国民の理解と支援が必要であるため、国と事業者が一連の事故や不祥事等の再発防止対策を含め、安全確保にかかわる取り組みを確実に実施し情報開示することを通じて、国民の信頼を回復させることが不可欠である。また、原子力政策にかかわる国と地方自治体の役割を明確にすることも必要であろう。安全確保を大前提に既設の原子力発電所を最大限有効活用することも検討されるべきである。

さらに、今後、国内原子力発電所の新規建設需要が低迷する中、既設炉の保守や積極的な国際展開を通じて技術基盤を維持するとともに、代替炉の建設を円滑に行うためにも、長期的視点から新たな環境整備を検討することも必要であろう。エネルギー市場自由化の流れの中で、原子力発電の重要性を議論することも必要である。そして、夢の原子炉である高速増殖炉を2050年頃までに導入するためにも、国と民間がそれぞれの役割に応じて着実に技術開発を進めることが重要である。そのためにも、大学等高等教育機関における原子力技術者養成を進める必要がある。原子力政策では、電気事業者だけに負担を負わせるのではなく、国民一人ひとりが重要性を十分認識して、国全体で支援していく環境づくりが求められる。

なお、世論の形成や原子力の社会的受容性に多大な影響力をもつマスコミには、原子力にかかわる事象を正確かつ適正に報道すると同時に、原子力産業の現場を積極的に取材し、わが国の未来を支えるエネルギーとしての原子力を社会に伝えていくことを期待する。

また、太陽光・風力をはじめとした再生可能エネルギーの利用拡大に向けた政策も重要である。日本は、現在も、水力を含めた再生可能エネルギー(電力分野)全体では、欧米と比較して遜色のない導入量となっているが、欧州を中心に各国は意欲的な目標を掲げて導入促進に取り組んでおり、将来は大きな差をつけられる可能性もある。

電気事業者による利用義務を定めたRPS法(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法)²⁷だけでなく、再生可能エネルギー導入に向けた民間事業者の自主的取り組みや国民一般の努力を引き出すような政府の導入促進策と、技術開発の継続によるコスト削減との相乗効果で利用拡大を図っていくべきである。

さらに、これまでのエネルギー政策において、石油依存度の低減が達せられたものの、

2030 年においてもその 4 割は石油に依存せざるを得ない見通しを考慮するならば、石油を含む化石燃料の高度化利用の視点も重要となる。化石燃料の高度化利用技術（旧来の一般的な使用方法とは異なる未利用・低利用の石油起源エネルギーを含む）の開発や設備普及を促進することも、CO₂ 排出削減には有効な手段であろう²⁸。

わが国においては、原子力も含めあらゆる資源の高度化利用を通じたエネルギーのベストミックスを実現することが重要と考える。

（3）エネルギー環境教育の充実を²⁹

数十年に渡る長期スパンの政策を考えた場合、地道ではあるが大切なのは国民への教育・啓発の問題である。特に、次世代を担う小中高の児童・生徒へのエネルギー環境教育は重要な課題である。

日本では、公害教育を出発点としたある程度の「環境教育」はなされているものの、石油ショックを経験しているにもかかわらず、「エネルギーの問題」を中心とする教育は十分に行われてこなかった。エネルギー教育を行う上で避けて通れない原子力発電について子供たちにどう教えるか、という点で日本固有のデリケートな問題があったのがひとつの原因との指摘がある。繰り返しになるが環境問題とエネルギー問題は表裏一体の課題であり、両者についての事実をバランスよく学び、自ら価値判断を行える子供たちを育成することが不可欠であろう。

フランス、ドイツ、イギリスをはじめ欧米先進国のエネルギー環境教育の例を見ると、各国のレベルは日本に比べて数段先を行っていると言わざるを得ない。表 2 は、イギリスのナショナル・カリキュラムにおける環境教育のトピックと問題を示したものである。

具体的なカリキュラムの編成や、教育課程における時間の確保、教員の養成等多くの課題があるが、この点への政府・教育関係者の方々の注力も期待したい。

表2 イギリスのナショナル・カリキュラムにおける環境教育のトピックと問題

トピック	問題	トピック	問題
気候	<ul style="list-style-type: none"> 植物への気候的影響 気候に対する汚染の影響 	植物と動物	<ul style="list-style-type: none"> 他の生物に対する関心 危険にさらされている種の保全 野生の植物群や動物群の開発 自然繁殖地や自生地破壊
土壌 岩石 鉱物	<ul style="list-style-type: none"> 資源の有限性 資源の管理 土壌侵食、肥沃、保全 第一次産業 		
水	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁の原因 水の保全 水供給の問題 水循環への人間活動への影響 	人々と地域 社会	<ul style="list-style-type: none"> 人々およびその環境の利用方法に対する類似点と相違点 人口パターンと変化 環境の文化的側面 過去の社会がどのように環境に影響し、環境から影響を受けてきたのか
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 有限な資源としての化石燃料 エネルギーの保全 エネルギー利用の汚染効果 		
建物 工業化 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 工業化の環境への影響 建築環境がどのように、どうして時とともに変化してきたのか 計画と設計 廃棄物と廃棄物利用の管理 いろいろな条件における適切な技術 地域社会への新しい技術の影響 		

表 2 イギリスのナショナル・カリキュラムにおける環境教育のトピックと課題

(4) 民生部門における効果的な省エネルギーの推進を

日本国内の産業部門においては国内総生産(GDP)の伸びにもかかわらず、2006年度のCO₂発生量は1990年比で5.6%の減少となっている。その一方で、業務および家庭部門のCO₂発生量は41.7%および30.4%増加している(表3)³⁰。このような状況から、今後の温室効果ガス排出量の削減のためには、民生部門における制度面と技術面からの継続的なアプローチが重要と考える。

例えば、大規模な新築ビルなどは、省エネルギー法の適用を受けて建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)³¹などを用いた環境評価を行うことで効果的な省エネルギー設備の導入が図られているが、既存の建物や中小のビルでは不十分な状況である。温室効果ガス削減をさらに進めるためには、すべての事業者が省エネルギー法の実施に注力すべきであり、そのためには、的確な対策を取った事業者については補助金や税制優遇の措置を設けるなど、規制と経済的インセンティブの相乗効果を有効に使うべきである。

また、トップランナー制度に基づく高効率・省エネルギー機器の開発普及促進が今後も重要な対策であり、製造メーカーの技術開発を求めていくとともに、家庭における導入促進をバックアップすべく関連制度や補助金を整備していくことが必要である。省エネルギー住宅やヒートポンプ、燃料電池などを普及させることも温室効果ガス削減には有効であり、それらの普及促進に向けた税制優遇措置も必要であろう。

さらに、民生部門において重要なことは、国民一人ひとりの地球温暖化問題に対する意識の高揚である。そのためには、前節で述べた学校におけるエネルギー環境教育の充実や家庭における環境家計簿の利用、CO₂排出量やエネルギー使用量の「見える化」、マスメディアを活用した広報活動などが効果的である。

また、サマータイムの導入は、国民一人ひとりが環境や省エネルギーについて良く考え、行動する一つのきっかけになり、冷暖房温度や電化製品の使い方の工夫、エコドライブの推進などライフスタイル見直しの取り組みと相まって、国民が広く参加し得る省エネルギー・地球環境保全のための効果的な取り組みとなることが期待される。

表3 部門別エネルギー起源二酸化炭素排出量の推移と2010年目標

単位:百万トンCO₂

	1990年度	増減率	2006年度	目標までの削減率	2010年度目安としての目標
産業(工場等)	482	-5.6% ↓	455	-4.1% ↓	435
運輸 (自動車・船舶等)	217	+17.0% ↑	254	-2.0% ↓	250
業務その他 (オフィスビル等)	164	+41.7% ↑	233	-41.3% ↓	165
家庭	127	+30.4% ↑	166	-22.9% ↓	137
エネルギー転換	68	+11.3% ↑	76	-9.6% ↓	69

表3 部門別エネルギー起源二酸化炭素排出量の推移と2010年目標(環境省作成)

5. おわりに

以上、ポスト京都議定書の枠組みに関するあるべき姿を中心に述べてきたが、日本はCOP13におけるスタンスと同様、途上国を含め世界各国があまねく参加し、高い目標に挑戦する実効性ある取り組みが何よりも重要と考えていることを今後とも内外に強く意思表示すべきである。科学的・経済的観点を抜きにした中期的な数値目標等を拙速に議論した結果、枠組みから離脱する主要排出国が発生してしまうことは最も避けなければならない。

しかしながら、今後の議論の進展によっては、不幸にして新たな枠組みにも米国や中国など主要排出国が参加しないという事態に直面する可能性もあり得る。今からそのような最悪のシナリオを考えるべきでないという意見もあるが、日本の将来を決める極めて重大な交渉であるから、あらゆるシナリオへの対処を準備しておくことも必要であろう。

仮に、日本および各国政府の努力にもかかわらず、枠組み構築議論の途中で主要排出国が不参加となる可能性が出てきた場合は、決して見切り発車すべきではない。その際もあらためて世界各国が真剣に議論し、合意できる点を模索すべきであろう。日本は、本提言に述べたような真に地球規模で実効性のある政策を粘り強く主張することで、日本にしかできないリーダーシップを発揮すべきである。

その点では、米国の動向とともに中国・インドの動向が今後の交渉の鍵を握っている。両国との共通認識の早期醸成を図るためにも、洞爺湖サミットには中国・インドの首脳に参加してもらうことも効果的であろう。

また、本来あるべきプロセスとしては、新たな枠組みに参加することで国民に要求される経済的負担や日常生活で強いられる忍耐（利便性の低下）、革新的技術開発の困難さとその開発に必要な費用などについて、可能な限り広く国民の合意を形成した上で、国家間の交渉に臨むべきである。京都議定書に関しては、このプロセスをおろそかにした点が最大の反省点ではないだろうか。2009年のCOP15までの1～2年をかけて、これらに関して国内で十分な議論を尽していくことも、我々の重要な課題である。京都議定書批准時における国内の議論不足を繰り返してはならない。

今後の国際交渉や国内の議論においては、政府各省庁がさらに緊密に連携して、より一体感のある日本の戦略の構築が求められる。COP13における日本政府の取り組みは特筆に値するが、洞爺湖サミット、COP14、COP15に向けても政府の強力なリーダーシップを期待したい。

以上

なお、経済同友会内での主要会合において、本文における論点に関して多様な意見があった。その主な意見を脚注の最終ページに記載する。

脚注

- ¹ 2004年CO₂排出量実績では、アメリカ22.1%、中国18.1%、インド4.3%、日本4.8%となっている。(日本エネルギー経済研究所編「エネルギー・経済統計要覧2007」より算出)
- ² 米・エネルギー省試算。
- ³ IEA「World Energy Outlook 2006」。レファレンス・シナリオでは、世界のエネルギー関連のCO₂は2004年～2030年に55%（年率1.7%）増。CO₂排出量削減の政策や措置の実施を想定した代替政策シナリオでは39%（年率1.3%）増。
- ⁴ 山口光恒著「改訂版 環境マネジメント 地球環境問題への対処」(2006)を参考とした。
- ⁵ 「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第三次評価報告書(2001)」より。
- ⁶ 2007年5月24日発表「美しい星へのいざない「Invitation to Cool Earth 50」」
- ⁷ United Nations Framework Convention on Climate Change(UNFCCC)：1992年リオデジャネイロで開催された地球サミットで155カ国が署名、1994年同条約が発効した。同条約では、温室効果ガス濃度を、気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で安定化させることを究極の目的とし、「共通だが差異のある責任」の原則のもとで、条約の附属書締約国が率先して温室効果ガス排出削減に取り組み、温室効果ガス的人為的排出のより長期的傾向を是正させるような政策を策定し対応措置を講じることを求めているほか、附属書 締約国と呼ばれる先進国に対して、途上国に気候変動に関する資金援助や技術移転などを実施することを求めている。
- ⁸ IPCCの第4次報告書：2007年2月の第1作業部会(自然科学的根拠)、4月の第2作業部会(影響・適応・脆弱性)、5月の第3作業部会(緩和策)を経て、11月のIPCC総会において統合報告書(SYR)がとりまとめられ、公表された。
- ⁹ 「CO₂濃度安定化目標について」、(財)地球環境産業技術研究機構(RITE)システム研究グループ、2007年8月31日
- ¹⁰ 二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量や一次エネルギー消費量等を生産量で除した指標。生産活動の効率性を表す。例えば、鉄鋼であれば「鉄鋼製品のエネルギー原単位基準」、電力であれば「新設火力発電所の熱効率基準」、自動車であれば「自動車の燃費・排ガス基準」等。
- ¹¹ 「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ」(APP)：2005年7月に米国主導によって立ち上げられ、2006年1月、閣僚会合で正式に設立された地域協力のパートナーシップ。参加国は、日本、豪州、中国、インド、韓国、米国、カナダの7カ国であり、アジア太平洋地域の主要排出国が参加。APPは、気候変動枠組条約や京都議定書を補完する取組みとして、アジア太平洋地域において、増大するエネルギー需要、エネルギー安全保障、気候変動問題へ対処すること、具体的には、クリーンで効率的な技術の開発・普及・移転のための地域協力の推進を目的としている。
- ¹² 炭素リーケージ問題とは、ある国または特定のセクターのCO₂排出削減対策が、マーケットを通じて他の国または他のセクターに及ぼす効果の一つであり、典型的な例は、先進国がCO₂排出削減対策に取り組み、生産シフトが生じることにより、排出制約を受けない途上国のCO₂排出量を増加させてしまう現象があげられる。
- ¹³ 2007年9月27-28日に開催された「エネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国会合」。米国が主催。日本、米国、中国、EU(議長国ポルトガル及びEC)、ロシア、印、独、加、英、伊、韓国、仏、メキシコ、豪、南ア、インドネシア、及びブラジルが参加した。我が国からは、高村外務

大臣（27日）、西村内閣官房参与（首脳個人代表）、鶴岡外務省地球規模課題審議官、伊藤経済産業省審議官、谷津環境省審議官の他、外務、財務、農林水産、経済産業、国土交通、環境の各省が参加した。

- ¹⁴ 2005年7月に開催されたG8グレンイーグルズサミットにおいて、気候変動に関する行動計画の一環として、エネルギー効率指標の策定、ベストプラクティスの特定、代替政策シナリオの作成がG8からIEAに要請され、この作業は2008年の日本でのサミットにおいて報告される予定である。IEAでの検討結果は、今後セクター別のエネルギー効率向上の取組に繋がることが期待され、気候変動に係る次期枠組みを検討していくにあたり重要な意味を持つ。
- ¹⁵ 「ポスト京都議定書に向けた新たな枠組の提案」(21世紀政策研究所 研究プロジェクト「『ポスト京都議定書』に向けた日本の戦略と国際協力策」中間報告書)、21世紀政策研究所 澤 昭裕氏、2007年10月15日
- ¹⁶ (財)地球環境産業技術研究機構(RITE)による試算、削減量はBAU(Business As Usual)ケースからの差
- ¹⁷ ODA：政府または政府の実施機関によって開発途上国または国際機関に供与されるもので、開発途上国の経済・社会の発展や福祉の向上に役立つために行う資金・技術提供による協力のこと。二国間の環境ODAとして、2001～2005年度にかけて、毎年2,700～4,300億円の援助実績がある。(外務省「2006年版ODA政府開発援助白書」より)
- ¹⁸ 経済産業省公表資料「Cool Earth - エネルギー革新技术計画」の検討の開始について、2007年8月15日
- ¹⁹ 経済産業省「新国家エネルギー戦略」、2006年5月31日公表
- ²⁰ 経済産業省「技術戦略マップ2007」、2007年4月23日公表
- ²¹ 第27回産業構造審議会環境部会地球環境小委員会・中央環境審議会地球環境部会合同会合(2007.11.30)配布資料より。
- ²² ツバルの海面上昇の原因は地球温暖化とは無関係との指摘もあるが、「適応」策が急務な象徴的事例として扱われることが多い。
- ²³ 国連の人口推計：Population Division of the Department of Economic and Social Affairs of the United Nations Secretariat, *World Population Prospects: The 2006 Revision* より Medium variant を使用。
- ²⁴ 2000年9月ニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットに参加した147の国家元首を含む189の加盟国代表は、21世紀の国際社会の目標として国連ミレニアム宣言を採択した。このミレニアム宣言は、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッドガバナンス(良い統治)、アフリカの特別なニーズなどを課題として掲げ、21世紀の国連の役割に関する明確な方向性を提示した。そして、この国連ミレニアム宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたものがミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)である。
- ²⁵ TICAD：1993年に始めたアフリカの開発をテーマとする国際会議。冷戦終結で低下していた国際社会のアフリカへの関心と呼び戻す狙いで日本が提唱し、国連や世界銀行などと共催する。首脳会議を5年に1回、日本で開催。

-
- ²⁶ 経済同友会提言「2030年に向けたわが国のエネルギー戦略」、2006年2月
- ²⁷ RPS法：新エネルギー等のさらなる普及のため、電気事業者に対して、一定量以上の新エネルギー等を利用して得られる電気の利用を義務付けることにより、新エネルギー等の利用を推進していく法律。2002年6月公布、2003年4月1日より施行された。新エネルギーの対象は、風力、太陽光、地熱（熱水を著しく減少させないもの）、水力（1000kW以下のものであって、水路式の発電及びダム式の従属発電）、バイオマス（廃棄物発電及び燃料電池による発電のうちのバイオマス成分を含む）である。
- ²⁸ 石油連盟「エネルギー高度化利用促進法について」、2006年11月
- ²⁹ (財)社会経済生産性本部エネルギー環境教育情報センター「エネルギー環境教育あれこれ～関西版～」第2章、2005年
- ³⁰ 環境省作成資料
- ³¹ 「CASBEE」（建築物総合環境性能評価システム）は、建築物の環境性能で評価し格付けする手法である。省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面はもとより、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上といった側面も含めた、建築物の環境性能を総合的に評価するシステムである。

本文における論点に関する経済同友会内でのその他意見

a) 目標設定・ポスト京都の枠組みについて

ポスト京都議定書枠組みは京都議定書を遙かに超える削減が求められている。長期目標は無論、中期目標が必要であり、かつ各国・地域での中期排出枠の設定が必要。

セクター別の自主申告で、高いレベルの中期目標を達成できるのか？中期目標設定（義務的数値目標）は必ずしなければならない。中期目標として公平性のある多様な目標設定のためにはセクター別で原単位を出して、それにGDPを掛け合わせることで総量を積み上げ、それと長期目標から想定される中期目標と比較して、ギャップを埋めるための追加修正を行い、これを中期目標とすることが重要ではないか。その第1回のギャップ解消レビューをCOP15までにやるべき。2050年に排出を半減することが、現在の生活様式からは想像できない別世界であることを具体的に示して、対策を出すことが必要。

b) 排出権取引（キャップ&トレード）について

世界中の削減ポテンシャルをお互いに使おうというものであり、かつ市場メカニズムを活かし、コストミニマムで削減しようとする目的のものである。削減のための手段が増えるため、高い目標値が設定できる。

現実的には日本がどうあろうともキャップ&トレードで進むため、標準仕様を誰が作るかが勝負になる。日本も積極的に参画すべき。

技術移転が進まないのは、国際的ルールがしっかり決められていないためである。日本は国際的なルール作りや国際機関へ積極的に参画すべき。

政府がイニシアティブをとって業務部門や家庭部門、運輸部門などのキャップを決めて、国内のキャップ&トレードの仕組みができないか。

セクター別アプローチとキャップ&トレードのコンビネーションが必要ではないか。

キャップ&トレードは本質ではないと思っている。日本の省エネ技術を世界に移転することで排出削減に相当な効果がある。日本がリーダーシップをとるためには、技術や生活様式などで世界に模範を示す必要がある。

c) その他

原子力政策やエネルギー環境教育等について、本提言に対する積極的な賛同意見が多くあった。